

第 3 7 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った、第 3 に掲げる各審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開又は一部公開とした決定（以下これらを「本件各処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成31年 3月11日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

- ・平成27年11月27日、12月 2日、16日、17日、18日の泌尿器科外来の日誌及び勤務表。
- ・平成27年12月28日の総合内科外来および神経内科外来の日誌及び勤務表。
- ・平成28年 1月 1日、 2日、 3日の救急科に入院した際の日誌及び勤務表。
- ・平成28年 1月 1日、 2日、 3日の救急科0152室（ベッド 8つの部屋）の監視カメラの映像。
- ・平成28年11月25日及び平成29年 8月21日に行われた家族への説明会に係るもの
- ・上記の説明会開催の前（平成28年11月24日）に受け取った「A様のご家族様からのご質問に対する回答」について、作成者と作成の経緯がわかるもの。
- ・上記の説明会開催の前（平成29年 8月14日）に受け取った説明会に関する資料について、その作成者と作成の経緯がわかるもの。
- ・警察に提出した全ての書類、行政文書
- ・平成28年12月14日に送付された「A様の医療事故調査制度への届出について」について、作成者及び作成の経緯がわかるもの。
- ・平成29年 6月 9日に開催された「医療安全管理調査委員会議事録」について、録音テープとそれを文字におこしたもの。

- ・ ADR（計 7回開催された）について、作成者と回答者がわかる文書。

(2) 同年 4月24日、実施機関は、本件公開請求①に対して、次に掲げる文書について非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ・ 平成27年11月27日、12月 2日、16日、17日、18日の泌尿器科の勤務実績表（以下「本件対象文書①」という。）。
- ・ 平成27年12月28日の総合内科および神経内科の勤務実績表（以下「本件対象文書②」という。）。
- ・ 平成28年 1月 1日、 2日、 3日の救急科の勤務実績表（以下「本件対象文書③」という。）。
- ・ 平成28年 1月 1日、 2日、 3日の救急科0152室の監視カメラの映像（以下「本件対象文書④」という。）。

(3) 令和元年 5月29日、審査請求人は、本件処分①を不服として、公立大学法人名古屋市立大学に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は本件公開請求①に対して本件処分①のほかにも決定を行っているが、審査請求①は本件処分①を特定して行われたものである。

2 審査請求②及び③について

(1) 平成31年 4月12日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

刑事事件になっている文章について、事件を隠ぺいしようとしていることがわかるもの

- ・ 患者相談室の相談記録
- ・ H28.3月～ H31.3 相談した全ての記録（ただし、B主幹が対応したもの）

B主幹とC事務との会話の記録、質問手書き

- ・ H31.3月29日 12：00～14：00 D談員との記録
- ・ 平成31年 3月29日 12：00～14：00 患者相談室において

E係長（医学・管理部医事係）が小柄でおびえる相談者を相談室の外へ体全体で殴る素振りを見せ、脅し、無理やり追い返す監視カメラの映像。

E係長が医療安全に聞かせるため、相談者の許可をとってスマホに録音した「警察呼べばいい、返って下さい。」を繰り返し、医療安全に対応させないようにした録音データ。

E係長が院内の携帯電話で誰かの指示で相談者を追い返す指示を出した人物がわかるもの話の記録

- ・ 看護師のシフト表、引き継ぎ記録
平成28 1月 1日～ 3日
- ・ インシデント・アクシデント医療事故報告書
平成27年11月27日、12月 2日、16日、17日 泌尿器科外来で起きたもの
平成27年12月28日 内科外来で起きたもの
平成28年 1月 1日～ 3日 救急科で起きたもの
- ・ 日本医療機能評価機構への報告書
平成27年11月27日、12月 2日、16日、17日 泌尿器科外来で起きたもの
平成27年12月28日 内科外来で起きたもの
平成28年 1月 1日～ 3日 救急科で起きたもの
- ・ 医療事故調査制度への届出、申請の記録 平成27.10～ H31.4まで
- ・ 救命救急処置録（救急活動報告書）H28.1.1
- ・ H31.4～医療安全管理室課名簿 室長、副、主幹など全ての構成名簿
- ・ H31.4～大学院、医学研究科、心臓・腎高血圧内科学の名簿

(2) 令和元年 5月22日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「医療安全管理部門（以下「本件部門」という。）名簿（2019年 4月 1日）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行うほか、次に掲げる文書について非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ・ 勤務実績表（平成28年 1月 1日～ 3日）（以下「本件対象文書⑤」という。）
- ・ 申し送り簿（平成28年 1月 1日～ 3日）（以下「本件対象文書⑥」という。）
- ・ 救急記録（平成28年 1月 1日）（以下「本件対象文書⑦」という。）

(3) 同月29日、審査請求人は、本件処分②及び③を不服として、公立大学法人名古屋市立大学に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は本件公開請求②に対して本件処分②及び③のほかにも決定を行っているが、審査請求②及び③は本件処分②及び③を特定して行われたものである。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の全部又は一部を非公開した理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①及び③について

本件対象文書①から⑦まで（以下これらを「本件各対象文書」という。）については、実施機関においてこれを既に廃棄しており、当該文書の不存在により非公開とする。

(2) 審査請求②について

本件行政文書のうち氏名（以下「本件情報」という。）及び本件部門以外の所属等については、それを明らかにすることにより、当該職員の権利利益を不当に害するおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①及び③について

ア 医療法（昭和23年法律第 205号。以下「法」という。）第22条の 2において、「特定機能病院は、第21条第 1 項（第 1 号及び第 9 号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。」と定められており、同条第 3 号に「診療に関する諸記録」、同条第 4 号に「病院の管理及び運営に関する諸記録」と規定されている。

イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「医療法施行規則」という。）第22条の 3 第 2 号及び第 3 号において、「診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。」、「病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第 9 条の20の 2 第 1 項第 1 号から第13号まで及び第15条の 4 各号に掲げる事項の状況、第 1 条の11 第 1 項に規定する体制の確保及

び同条第 2項に規定する措置の状況を明らかにする帳簿とする。」と定められている。

ウ 本件各対象文書は、いずれも医療法施行規則第22条の 3第 2号及び第 3号で定められた記録には該当しない。また、本件各対象文書は実施機関の文書簿冊によって定められた保存年限が過ぎているため廃棄しており、本件各対象文書は存在しない。

(2) 本件審査請求②について

ア 法において、医療安全に関する情報の公表について規定されているものとして医療法施行規則第15条の 4第 2号があり、「医療の安全の確保に関する監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うこと。」と定められている。これに基づき、実施機関における監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由については、実施機関ウェブサイト上で公表をしているところである。

イ 一方で、本件行政文書については、法において公表しなければならないという定めはない。

ウ 実施機関としては、本件公開請求の背景となる診療行為については、外部委員も含めた調査委員会を行い、調査結果の報告会を開催するとともに、紛争解決センターによるあっせん仲裁を受けるなどの説明責任は果たしてきたところである。

それにもかかわらず、審査請求人から実施機関及び公の場において大声で罵声を浴びせられるなど、対応した教職員が精神的に疲弊している状況である。また、診察などに従事した医師については、他院に転出後も面会を要求されるなど、執拗に追いかけている。

エ 以上の状況から、条例第 7条第 1項第 1号アの「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に相当すると考えられるため、本件部門教職員を明らかにする部分については非公開とした。

第 5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求①及び③について

本件各対象文書は、法に基づき保管期限があり、本来であれば1年ではない。

(2) 本件審査請求②について

ア 法に基づき、特定機能病院は本件部門の所属教職員の本件情報を公表しないとイケないことになっている。

イ 実施機関は、医療事故被害者遺族に圧力をかけたり、嫌がらせするべきではない。行政文書公開請求の場で、個人攻撃することは大変不適切である。本来、特定の個人のみ差別するものでもない。

しかし、本当に実施機関の勤務妨害を審査請求人がしているなら公開されないこともあるので、事実経過を明らかにし、審査請求人のみに公開されない理由があるか、それとも全ての人に公開されないのか明確にする。

実施機関が執拗に追いかけているのではなく、実施機関が執拗に逃げ回っている。

ウ 本件部門に所属する教職員はどの病院でも公表し、掲示している病院も多い。実施機関は公表しただけでなく、医療安全が機能していない。それなのに、今回のように関係ない多くの場で圧力をかけるのはやめるべきである。

エ 弁明書にあるあっせん仲裁で説明責任は果たしてきたというが、そのはずがない。重大医療事故を起こしておきながら、全て、審査請求人をクレーマー扱いし、説明せず逃げ回っているのである。責任転嫁にもほどがある。

オ これまでに多くの実施機関の医療被害者が泣き寝入りさせられている。弁明書には他院に転出後も面会を要求されるとあるが、本件部門が事実に基づく説明をせず逃げ回る言い訳をしている。きちんとした説明が行われれば、担当した医師に面会する必要はない。

カ 医療安全主査は、審査請求人をクレーム扱いするため、審査請求人の腕が少しあたってしまった時、大声で叫びその場でうずくまり、周りの人に訴えながら逃げて行った。

医事係長が審査請求人を追い返す時に、審査請求人は「助けてー。やめて下さい。」と言ったが、審査請求人が叫んだことがあるのは、この一度きりである。

キ 医師は誰が担当しているとか、他の病院では当たり前のように公表しているようなことを公表していないので、ぜひ他の病院と合わせて公表すべきことは公表してほしい。

第 6 条例第25条第 4項の規定による調査

1 当審査会において審査請求②について調査審議を行ったところ、本件処分②における本件行政文書の非公開部分について、本件情報及び所属等の一部を条例第 7条第 1項第 1号により非公開としていたが、これらの非公開部分の適用条文について実施機関が実質的に主張する公開しない理由の根拠として疑問があったため、実施機関に対して条例第25条第 4項の規定による調査（以下「本件調査」という。）を行った。

2 本件調査に対する回答として、実施機関は、おおむね次のとおり主張している。

(1) 実施機関の本件部門では、医療事故に関する調査内容など、将来、訴訟に発展する可能性のある重要な情報を扱っている。また、患者や家族への説明に携わること、医療安全に関する連絡、周知事項を関係部署へ遅滞なく通達すること等、診療上の医療安全管理に係る各種調整の役割も担っている。

(2) 本件部門の扱う情報の内容のみならず、本件部門を構成する教職員の本件情報や所属など、本件部門の運営に関わる情報について、実施機関外に知られてしまうと、外部からの圧力・攻撃などにより、適正な業務執行が困難になってしまうことが懸念される。

(3) 本件部門が所管している医療事故調査制度については、厚生労働省の通知等で調査の過程において可能な限り匿名性の確保に配慮することとされている。実施機関の運用では、本件部門の教職員も患者への説明等に関わるので、公表に際しては匿名化に配慮している。

- (4) 以上の理由等から、本件行政文書については、従来から実施機関外へ公表しておらず、本件行政文書において非公開とした部分については、審査請求人に限り公開できないとしているわけではない。
- (5) 実例として、本件行政文書を実施機関外に公表していない現状ですら、特定の医師を対象とした殺害を予告する内容の電話が本件部門の初期対応の窓口あてに行われることが頻発し、それらに対応した本件部門の教職員が精神的に疲弊し他の患者対応業務に差し障りがあった事例がある。
- (6) 本件行政文書には、一部の教職員について、本件部門以外に所属する部門の記載もあり、これについても非公開としている。これは、部門を公開することで、診療の適切な実施が脅かされるおそれを勘案したためである。
- (7) 本件部門が、その所管する事務の性質上、特に外部からの圧力・攻撃に晒されやすいことに鑑みても、本件行政文書に記載された一部の教職員の部門については、本件部門の患者の健康、生命を守るためにも、公にすることのできないものである。
- (8) 以上の状況から、本件行政文書において非公開とした部分については、本件部門等における事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとも考えられるため、条例第 7条第 1項第 5号にも該当するものと考えられる。
- 3 当審査会は、本件調査の実施機関の回答に対して、審査請求人に反論の機会を与えたところ、おおむね次のとおり主張している。
- (1) 本件調査の実施機関の回答は、まるで審査請求人が殺害予告や罵声を浴びせたかのような内容になっている。なぜこんな事実無根のことを書くのか理解できないし、審査請求人だけ非公開にしたのではないなら、そもそも必要ない主張である。
- (2) ただ審査請求人が公開を求める主幹が在籍しているか否かを答えれば問題なかった。実施機関は「説明責任を果たしてきたところ」と主張しているが、何の説明もせず、本件部門に当該主幹が在籍しているかも答えず、訴状を送達できないようにしているだけである。
- (3) 本件部門以外に所属する部門の記載はマスキングすればよいのである。

(4) 殺害予告がくるなら、警察に相談すれば良いだけの話である。なぜ本件行政文書を公表するだけで患者の健康・生命を守られないなどとチグハグな回答をしているのか。

(5) 本件行政文書を非公開にしても殺害予告の電話が来たり、業務に差し障りがあったりするなら、公開しても同じである。よって、条例第 7 条第 1 項第 5 号には該当しない。

第 7 当審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に該当するか否か。

なお、本件処分②においては、本件行政文書に記載された所属等についても非公開とされているが、審査請求人は上記第 6 の 3(2) 及び(3) のとおり主張することから、本件情報が非公開とされた部分に限っての審査請求と認められるため、本件情報以外の本件処分②の妥当性については検討しない。

(2) 本件各対象文書が公開請求日時点で存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 公開しない理由の追加について

実施機関は、審査請求②の審議中に、上記第 6 の 1 及び 2 のとおり公開しない理由の追加を行ったが、この点の手続きにつき、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めるこ

とは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関が、その新たな公開しない理由により、再び一部公開決定を行う可能性も否定できず、行政文書公開請求手続きに関する一連の迅速な審理を妨げる事態が生じる可能性も十分予想される。

特に、本件審査請求②については、当審査会で審査請求人及び実施機関の主張を精査する中で、実施機関が実質的に主張する非公開理由の根拠について疑問が生じたため、実施機関に調査を行ったところ、当審査会に対して審査請求人の反論を聴取すべきと思われる新たな主張を追加していることは上記第 6の 1及び 2のとおりである。

この点、当審査会に提出された実施機関の回答書の写しを審査請求人に送付し、上記第 6の 3のとおり、十分な反論の機会をも与えていることに鑑みれば、実施機関の新たな主張について審査することは、適正手続きに反することはなく、迅速かつ効率的な審査にも資するものであると認められる。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて、本件事案の審議を行ったものである。

4 本件各審査請求の対象となる行政文書について

(1) 当審査会の調査によれば、本件部門は、医療法施行規則第 9条の20の 2 第 1項第 6号にて病院に設置を指示されている医療に係る安全管理を行う部門であり、次に掲げる業務を行い、病院の医療安全管理体制全体を統括している。

ア 医療安全管理委員会に係る業務

イ 事故その他の安全管理部門において取扱うことが必要なものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療録等の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生の原因の究明の実施等の確認及び当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導

ウ 医療に係る安全管理に係る連絡調整

エ 医療に係る安全の確保のための対策の推進

オ 医療に係る安全の確保に資する診療の状況の把握及び従業者の医療の安全に関する意識の向上の状況の確認

(2) 本件行政文書は、本件部門内部で用いることを目的として、実施機関における平成31年 4月 1日現在の本件部門に所属する教職員を記載した名簿である。本件行政文書には、本件情報のほか、肩書、所属等、補職名及び備考（以下これらを「本件名簿記載情報」という。）が記載されている。

- (3) 本件対象文書①から③まで及び⑤は、実施機関における外来勤務のシフトで、円滑な業務管理の補助のために作成されており、担当業務の当番や休暇の予定等が記載されるものである。
- (4) 本件対象文書④は、実施機関内に設置された監視カメラの映像で、警備の補助のために用いられており、実施機関内の通路や病室等の映像が記録されるものである。
- (5) 本件対象文書⑥は、実施機関において業務引継ぎを行うための引継書で、円滑な業務管理の補助のために作成されており、患者、従事者及び設備等の諸情報について、直近の伝達すべき事項が記載されるものである。
- (6) 本件対象文書⑦は、実施機関における救急患者の基礎情報の記録で、病院統計の作成のために作成されており、該当の患者の来院日時や住所氏名、来院経路や転帰等が記載されるものである。

5 本件情報の条例第 7条第 1項第 5号該当性について

まず、本件情報が、条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件行政文書は、上記 4(2) のとおり、本件部門に所属する教職員を示した名簿であり、実施機関が行う事務事業に関する情報であることが認められる。
- (3) 次に、本件情報を公開すると、事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。
 - ア 本件部門は、上記 4(1) のとおり、医療安全管理委員会に係る業務をはじめ、医療事故に関する調査やそれに係る患者や家族への説明のほか、医療法施行規則で定める病院に設置を指示されている医療に係る安全管理を行っている。
 - イ 上記アのような業務内容の特異性に鑑み、実施機関は、上記第 6の 2(2)、(3) 及び(4) のとおり、外部からの圧力・攻撃による業務困難を避けるため、本件部門の所属職員が業務を遂行する際の匿名性に配慮す

るほか、本件行政文書を対外的に公表していないとのことである。

当審査会が調査したところ、本件行政文書及び本件情報を対外的に公表している事実は確認できなかった。

ウ また、上記第 6の 2(5) のとおり、本件行政文書を公表していない現状ですら、本件部門に所属する教職員が外部からの圧力・攻撃に晒されている状況があるとのことである。

当審査会が調査したところ、本件部門は、その所管する業務の性質上、患者やその家族らと感情的な対立が生じやすいと言わざるをえず、現に本件部門に所属する教職員が、外部からの圧力・攻撃に晒されている過去事例が相当数認められた。

エ このような状況下で、本件情報が公開されると本件部門に所属する教職員が特定でき、外部からの圧力・攻撃に晒されるおそれが強くなるなど、本件部門の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれが生じるという実施機関の主張は否定できず、本件情報を非公開とした実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) さらに、本件行政文書は、医療法施行規則第15条の 4第 2号に定める医療安全に関する情報の公表に基づき公表を行う、実施機関における監査委員会の委員名簿に類する情報であるとは認められない。

(5) したがって、本件情報は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

6 本件情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

上記 5のとおり本件情報は、条例第 7条第 1項第 5号に該当し、非公開とすべきであると判断したが、実施機関が本件情報を非公開とした決定において、当審査会では、審査請求人の審査請求の趣旨を考慮し、本件情報について同項第 1号に該当するか否かについても重ねて判断することとする。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当

該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

(2) 本件行政文書に記載されている本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号本文に定める特定の個人を識別され得るものであることは明らかである。

(3) 一方で、本件情報に記載されているのは実施機関の教職員の氏名であり、当該教職員は、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書アで定める公務員等であることは明らかである。

同号ただし書アによると、本件行政文書が公務員等の職務の遂行に関する情報である場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、その氏名を公開することとなっている。

(4) 実施機関は、上記第 4 の 1(2) 及び 2(2) のとおり、本件行政文書は公務員等の職務の遂行に関する情報であるが、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書の規定により、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合に該当するため、本件情報は非公開情報に該当すると主張していることから、まず本件行政文書が公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するか否かを判断する。

ア 公務員等の職務の遂行に係る情報とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、公務員等の職、氏名に関する情報は、職務の遂行に係る情報と不可分の要素であり、それを説明する責務の観点から公開するものである。

イ 本件行政文書は、上記 4(2) のとおり、本件部門に所属する教職員が示された名簿であり、本件名簿記載情報から実施機関が行う事務事業に関する情報であることは認められるが、上記 4(2) の本件行政文書の作成目的や本件名簿記載情報からは、具体的な職務を遂行する場合における情報であるとは認められず、本件情報をもって、直ちに職務の遂行に係る情報と認めることはできない。

したがって、実施機関の解釈が妥当であるとはいえない。

(5) しかし、本件情報は、上記(2) のとおり特定の個人を識別され得るものであることは明らかであり、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(6) また、上記 5(3) イのとおり、実施機関は本件行政文書及び本件情報を対外的に周知していない。

(7) さらに、上記 5(4) のとおり、本件行政文書は、医療法施行規則第15条の 4第 2号に基づき公表を行う情報であるとは認められない。

(8) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 1号本文に該当すると認められ、実施機関が本件情報を同号の規定により非公開としたことは結果として妥当であると認められる。

7 本件各対象文書の有無について

(1) 実施機関は上記第 4の 2(1) ウのとおり、本件各対象文書は、保存年限を経過したことにより文書を既に廃棄しており、本件公開請求①及び②時点で存在していない旨を主張する。

当審査会が確認したところ、本件各対象文書は、いずれも医療法施行規則第22条の 3第 2号及び第 3号で定められた診療に関する諸記録及び病院の管理及び運営に関する諸記録には該当しないことが認められる。

(2) 本件対象文書①から③まで及び⑤から⑦までについて、公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程（以下「施行規程」という。）では、文書保存期間は 1年と定められている。

当審査会が確認したところ、施行規程で定める文書保存期間は30年、10年、5年、3年、1年及び事務処理上必要な 1年未満の期間があり、本件各対象文書は保存期間 1年に該当すると認められ、平成29年 5月までに廃棄されており、保存されている事実は認められなかった。

(3) また、本件対象文書④について、保存期間は 2週間であり、撮影日の 2週間後に自動的に削除されている事実が認められ、別に保存されている事実も認められなかった。

(4) したがって、本件各対象文書が本件公開請求①及び②の時点で存在していないとする実施機関の説明に、行政文書の存在を疑わせるほどの不自然、不合理な点があるとは認められず、審査請求人もこの点について具体的に主張していないほか、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

(5) 以上のことから、本件各対象文書は存在しないと認められる。

8 審査請求人及び実施機関は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 5から 7までで述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 8 審査会からの要望

上記第 7の 6(4) のとおりであるが、実施機関においては、非公開決定の理由を検討する際には、特定した文書の使用目的や性質、条例の解釈を十分に理解したうえで決定を行い、市民の知る権利を十分に尊重し、市民に説明する責務が全うされるよう要望する。

第 9 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
令和元年10月28日	諮問書の受理
令和 2年 3月18日	実施機関に弁明書の写しを提出するよう通知
5月 8日	弁明書の写しの受理
5月15日	審査請求人弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
令和元年10月28日	諮問書の受理
令和 2年 3月18日	実施機関に弁明書の写しを提出するよう通知
5月 8日	弁明書の写しの受理
6月23日	反論意見書の受理

(3) 審査請求③

年 月 日	内 容
令和元年10月28日	諮問書の受理
令和 2年 3月18日	実施機関に弁明書の写しを提出するよう通知
5月 8日	弁明書の写しの受理
5月15日	審査請求人に弁明書に対する反論があるとき反論意見書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年12月24日 (第43回第 1小委員会)	調査審議
令和 4年 1月28日 (第44回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第44回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取
3月29日 (第46回第 1小委員会)	調査審議
4月22日 (第47回第 1小委員会)	調査審議
5月19日 (第48回第 1小委員会)	調査審議
6月 3日 (第49回第 1小委員会)	調査審議
7月 1日 (第 222回審査会)	調査審議
同日 (第50回第 1小委員会)	調査審議
8月 5日 (第 223回審査会)	調査審議
同日 (第51回第 1小委員会)	調査審議
9月 2日 (第52回第 1小委員会)	調査審議
9月22日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 張栄紅